

## 【居宅介護支援費の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書に関する留意事項】

特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書を作成した結果、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた場合は、『報告書』の他に『（別紙）理由書』についても作成し、提出してください。

なお、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えており、「正当な理由の判断基準」に該当しない場合には、減算が必要となります。詳しくは、特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準を確認してください。

（掲載場所）

厚木市ホームページ（医療・保健・福祉＞介護保険＞介護保険＞居宅介護支援事業所関係）

### ○ 80%を超えなかった場合

『報告書』は、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えず、提出不要の場合であっても、全ての事業所で必ず作成の上、事業所内で2年間※保管しておいてください（※居宅介護支援の提供に関する記録については保存期間を5年間とする市独自基準を設けていますので、『報告書』についても5年間の保存をお願いします）。

### ○ 80%を超えた場合

対象の4サービスを位置付けたプランのうち、いずれかひとつでも紹介率最高法人の紹介率が80%を超える場合は、4サービス分の『報告書』と、80%を超えたサービスごとの『（別紙）理由書』を作成し、市に提出するとともに、その控えを事業所内で2年間※保管しておいてください。（※居宅介護支援の提供に関する記録については保存期間を5年間とする市独自基準を設けていますので、『報告書』についても5年間の保存をお願いします）。

事業所の所在する市町村は、厚木市以外です

はい

厚木市への手続きは不要です。各市の指示に従い、必要な手続きを行ってください。

いいえ

報告書を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか1つのサービスでも 80%を超えていますか。

はい

(別紙)理由書に必要事項を記入の上、報告書とともに、毎年3月15日までに厚木市介護福祉課介護給付係へ提出してください。

いいえ

この報告書の厚木市への提出は不要です。  
事業所内で5年間大切に保管してください。  
また、この報告書の(別紙)については記入の必要がありません。

厚木市介護福祉課では、頂いた報告書及び(別紙)理由書の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

審査結果の通知について、提出期限までに報告書を提出した事業所に対しては、4月中旬を目処に発送します。

**審査**にあたっては、(別紙)理由書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、当該4月から9月サービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

報告書及び(別紙)理由書提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類(記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など)と一緒に、事業所内で保管しておいてください。運営指導等の際に確認します。

## 特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準

次のいずれかのケースに該当する場合には、正当な理由があるものとして取り扱うものとし、減算の対象外となります。

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等の各サービス事業所の開設法人数が5未満である場合
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画（以下、「プラン」という。）件数が20件以下である場合
- 3 サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で10件以下である場合
- 4 プラン作成時点で次の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合
  - (1) 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ通院等乗降介助について位置付けがあるプラン
  - (2) 訪問介護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規定に定められている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン
- 5 4の(1)、(2)及び6の(1)、(2)の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドラインに従い、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合
- 6 プラン作成時点で次の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合
  - (1) 市町村又は区役所（政令指定都市の場合）から、プラン作成と居宅サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）を同一法人の事業所で実施するよう依頼があった利用者のプラン
  - (2) 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくなった利用者のプラン